

産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県川口市本蓮四丁目5番10号
氏名 株式会社 FUJI
代表取締役 佐藤 幸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

川口市長 奥ノ木 信 大



許可の年月日 令和2年1月10日

許可の有効年月日 令和6年10月13日

1. 事業の範囲

中間処理

破碎：廃プラスチック類（硬質のものに限る。）、木くず、繊維くず（廃畳に限る。）、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上5種類
圧縮梱包：廃プラスチック類（軟質のものに限る。）、紙くず、繊維くず（廃畳を除く。）、金属くず
以上4種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県川口市本蓮四丁目2600番29（面積3,372.95㎡）に限る。
処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成16年10月14日	指令廃指第1874号	新規許可
平成30年2月7日	—	変更届（処理フロー及び保管施設の変更）
令和元年11月7日	—	変更届（破碎施設の入替え、保管面積及び保管高さの変更）
令和2年1月10日	指令産廃第11号	更新許可
令和2年2月19日	—	変更届（破碎施設の設備変更、保管施設の変更）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	2.96 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (硬質のものに限る。) 以上1種類	令和元年11月7日 — —
	4.64 t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	
	2.64 t/日 (8時間)	繊維くず (廃畳に限る。) 以上1種類	
	9.68 t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
	14.64 t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類 を除く。) 及び陶磁器くず 以上1種類	
圧縮梱包施設	35.35 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (軟質のものに限る。) 以上1種類	平成23年12月27日 — —
	34.25 t/日 (8時間)	紙くず 以上1種類	
	64.87 t/日 (8時間)	繊維くず (廃畳を除く。) 以上1種類	
	20.81 t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び 陶磁器くず 以上6種類	63.0 m ²	2.7 m (屋内)
木くず 以上1種類	16.1 m ²	2.0 m (屋内)
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び 陶磁器くず 以上1種類	18.0 m ²	2.0 m (屋内)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び 陶磁器くず 以上6種類	18.6 m ²	3.0 m (屋内)
木くず 以上1種類	40.6 m ²	3.0 m (屋内)
繊維くず 以上1種類	8.2 m ²	1.2 m (屋内) (8 m ³ コンテナ×1個)
金属くず 以上1種類	10.5 m ²	1.4 m (屋外) (8 m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類 (軟質のものに限る。) 以上1種類	42.0 m ²	2.5 m (屋外) (30 m ³ コンテナ×2個)
廃プラスチック類 以上1種類	16.2 m ²	2.0 m (屋内)
紙くず 以上1種類	16.1 m ²	3.0 m (屋内)

(以下余白)